

副 本

令和元年(ワ)第172号, 令和3年(ワ)第181号

違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名

被告 金 井 豊 外1名

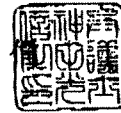
令和5年11月29日

準 備 書 面 (12)

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



被告ら及び補助参加人は、第15回口頭弁論における御庁の指示に従い、原告らの令和5年9月1日付け第32準備書面について、以下のとおり、必要な限度で述べる。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」という。

第1 はじめに

本件訴訟は会社法360条に基づく株主差止訴訟であるところ、差止の要件である同条3項に定める「回復することができない損害」の意義については、双方の主張立証が尽くされ、「裁判所の見解」（第10回口頭弁論及び第12回口頭弁論）が既に示されているところである。

これに対し、原告らは、令和5年8月21日付けの村上裕・金沢大学准教授の意見書（甲149。以下、「村上意見書」という。）を根拠に、第32準備書面において、上記「裁判所の見解」には問題があると主張する。

しかし、村上意見書は株主差止訴訟に係る一般論の一端を述べるものに過ぎず、同意見書の内容がそのまま本件訴訟に具体的に当てはまるものではない。

以下、必要な限度で、村上意見書の内容は本件訴訟に具体的に当てはまるものではなく、同意見書を根拠とする原告ら第32準備書面の主張は何ら理由がないことを明らかにする。

第2 原告ら第32準備書面について

1 原告ら第32準備書面第1について

(1) 原告らの主張

原告らは、①会社法360条3項の「回復することができない損害」の意義（以下、「損害要件」という。）を「取締役に対する損害賠償責任の追及によっては回復し得ない損害」と解するのが現在の通説である、②差止請求権は株主代表訴訟と表裏一体の事前の損害防止措置と理解されているため、損害要件を上記のように解するのが自然な解釈である、③損害要件につき「裁判所の見解」と同じ解釈をとる下級審裁判例は見当たらないと主張する（原告ら第32準備書面1ないし3頁）。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

ア ①について

原告らが依拠する村上意見書も「下級審裁判例において株主による差止請求権が問題となった事例、その中でも損害要件について言及する判例は数少ない」とするとおり（甲149の3頁）、研究対象である裁判例が数少なく限られる中であって、学説において、損害要件を「取締役に対する損害賠償責任の追及によっては回復しえない損害」とすることが「通説として確立している」とはいえず、原告らの主張は理由がない¹。

イ ②について

そもそも、株主差止訴訟は、私人の行為に対する事前介入

¹ 村上意見書が脚注1で引用する甲111号証（落合誠一編『会社法コンメンタール8』[商事法務・2009]）においても、「回復することができない損害」の解釈（取締役によって処分された財産を取り戻すことができず、しかも、その取締役の賠償責任によってその損害が償われないような場合等）について、当該記載は「従来、学説において『回復することができない損害』の例として挙げられていた」とされているに過ぎず、「通説」とは明記されていない（甲111の137頁）。

という点で、事後的な損害賠償請求である株主代表訴訟とは大きな相違があるのであって²、この点、「事前の是正措置と事後的な是正措置の相違に配慮しなければならない。」(乙170の66頁)と指摘されるとおりであり、事前の差止請求権と事後の損害賠償請求権を同列に考える原告らの主張は前提を誤ったものである。

ウ ③について

原告らが依拠する村上意見書が挙げる下級審裁判例³は、以下のとおり、いずれも事案を異にし、本件訴訟に当てはまらないことから、原告らの主張は理由がない。

- ・東京地方裁判所平成11年11月30日判決(資料版商事法務195号43頁)は、株主が代表取締役に対し、代表取締役が当該会社を代表して当該会社の監査役に対して提起した訴訟を取り下げることを求めるというものであり、本件訴訟とは全く異なる類型のものである。
- ・東京地方裁判所令和3年2月17日決定(資料版商事法務444号202頁)は、株主が代表取締役らに対し、代表取締役らが当該会社の株主総会において議長に就任すること

² 甲111号証においては、「株主代表訴訟に関する昭和25年改正商法267条とは異なり、同272条の差止請求権については、『会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合』という要件が付加されて、要件が厳格になった」ことが指摘されている(甲111の129頁)。

³ その他、会社法360条(平成17年改正前商法272条)について公刊されている下級審裁判例の多くは、株主総会開催禁止の仮処分を求める事案であり(例えば、東京高等裁判所平成17年6月28日決定・判例時報1911号163頁、大阪地方裁判所令和2年4月22日決定・資料版商事法務435号143頁等)、やはり本件訴訟に当てはまらない。

これに対し、本件訴訟と同様に原子力発電所の運転差止を求めた東京高等裁判所平成11年3月25日判決・判例時報1686号33頁については、令和元年9月20日付け被告ら及び補助参加人答弁書14頁で述べたとおりである。また、同訴訟第一審(東京地方裁判所平成8年12月19日判決・判例時報1591号3頁)の解説として、乙143号証(中村直人)及び乙170号証(森本滋)がある。

及び議長としての権限を行使することの差止を求めるとい
うものであり、本件訴訟とは全く異なる類型のものである。
東京地方裁判所平成22年5月11日決定（金融・商事判例
1343号35頁）及び同月10日決定⁴（同号21頁）は、
各決定当時の投資信託及び投資法人に関する法律において、
会社法210条に相当するような不公正発行の差止に係る
規定が存在しなかったため、会社法360条が用いられた
という特殊な事情によるものであり、本件訴訟とは全く異
なる類型のものである。この点、村上意見書は、「この判決
（引用者注：正しくは決定）については、学説も支持して
いる。」（甲149の8頁）とするが、むしろ、金融商品取
引法判例百選（別冊ジュリストNo. 214）においては、
「本決定は、投信法に投資口発行差止制度が存在せず、不
公正な払込金額により既存の投資主に不利益が生じること
が明らかであり、差止めの必要性が高かったという特殊な
文脈に関連づけて理解されるべきである。」（乙171の1
71頁）と指摘されている。よって、上記決定は、第11
回口頭弁論で補助参加人代理人が述べたとおり、会社法3
60条の一般的な解釈を示したものと到底いえない。

⁴ 村上意見書4頁は、同決定について、「裁判所は（略）判決が確定するまでの間に債務者の資産が散逸する可能性もあることからすると、損害回復には相当の困難が伴うのであり、従って回復不能損害に該当するとした」とするが、資産の散逸可能性の検討の対象とされているのは、「債務者」ではなく投資口引受先の「特定目的会社」である（令和4年9月8日付け原告ら第23準備書面3頁参照）。

2 原告ら第32準備書面第2の1について

(1) 原告らの主張

原告らは、村上意見書の「設例」を引用し、例えば、取締役の資力が10億円、会社資産が1500億円である監査役設置会社を想定した場合に、会社に1000億円の損害発生のおそれがある取締役の法令違反行為については、「裁判所の見解」によれば、取締役に対する事後的な損害賠償請求によっても990億円が回収不能な損害となり、会社・株主を保護しようとした会社法360条の趣旨が没却され、妥当でないと主張する（原告ら第32準備書面3、4頁）。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

原告らは、村上意見書の「設例」について述べるが、損害要件を原告らが主張するように「取締役に対する損害賠償責任の追及では損害が回復できない場合等」（原告ら第32準備書面3頁）とすると、仮に、取締役の資力が会社の全資産を上回る場合⁵には、差止の対象行為が明らかに違法であるとしても、常に損害要件を満たさず差止が認められないことになり、取締役の支払能力を基準とする原告らの主張は、会社法360条の趣旨を没却するものである。

なお、村上意見書は、かかる指摘を想定して、「明らかな法令違反行為であるにもかかわらず差止しえない場面が生じる（略）しかしこれに対しては（略）通説は単に取締役の支払能力のみで

⁵「会社法は360条に関して、会社の規模による区分をしていない」（村上意見書脚注13）のだとすれば、例えば、いわゆる「スタートアップ企業」においては、取締役の資力が会社資産の額を上回る場合も多々あるところ、かかる場合、仮に、取締役の資力を事前に把握できたとしても、常に損害要件を満たさないこととなり、かえって会社法360条の趣旨が没却されることになる。

判断していないとの反論が可能である。」(甲149の7頁)として、「単に支払能力のみで判断していない」ことをもって「反論」できるとするようであるが、そもそも、村上意見書が引用する二つの決定(前記1(2)ウで挙げた東京地方裁判所平成22年5月11日決定及び同月10日決定)においても、事前を取締役の資力を把握していた形跡はなく、脚注4で述べたとおり、単に会社資産の散逸の可能性・損害回復の困難性を理由に差止を認めたものであるから、両決定をもって「取締役の支払能力のみで判断していない」とする同意見書には論理の飛躍がある。

また、原告らは、「例えば、取締役の資力が10億円」の場合を想定するとして、取締役の資力を簡単に示すが(原告ら第32準備書面3頁)、会社の資産額については客観的に把握できるとしても、そもそも取締役個人の資力を事前にどのようにして把握するのか(できるのか)、疑問であり、学説の状況はさておき、「取締役の支払能力」を会社法360条の要件事実として位置付け、判断基準に採用することは困難である。

よって、原告らの主張は理由がない。

3 原告ら第32準備書面第2の2について

(1) 原告らの主張

原告らは、①「裁判所の見解」が、大規模なインフラ事業を行う会社の安全対策・設備投資のみを念頭に置いて「会社の規模、業績」に応じた判断をするという解釈を行うのであれば、射程を狭く解しすぎている、②個々の取締役の支払能力に依拠して判断することが妥当でないことを理由に会社の規模を基準に判断すべきとする「裁判所の見解」によれば、大規模な会社ほど差止が困難となると主張する(原告ら第32準備書面4ないし6頁)。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

ア ①について

原告らは、村上意見書に依拠し、「裁判所の見解」は「大規模なインフラ事業を行う会社の安全対策・設備投資のみを念頭に置いて」と批判するようであるが（原告ら第32準備書面4頁）、そもそも、「裁判所の見解」は、本件訴訟、すなわち、大規模なインフラ事業を行う、会社法上の大会社かつ公開会社（かつ上場会社）である補助参加人の取締役である被告らに対する株主差止訴訟の審理に当たっての個別具体的な考え方であるから、かかる批判は当を得ない。

イ ②について

第11回口頭弁論において述べたとおり、補助参加人のような会社において取締役個人の資力を上回る安全対策や設備投資が行われることは当然に想定されるどころ、原告らの主張するように取締役の資力によって損害要件に当たるか否かが左右されるとすると、取締役の意思決定のほとんどが差止要件を満たすことになるから、取締役の円滑な業務執行が妨げられる蓋然性は高いと言わざるを得ず、原告らの主張は理由がない。

また、村上意見書は、前記2(1)で挙げた「設例」を示し、取締役個人の資力を判断基準とするかのように論じつつ（甲149の4、5頁）、一方、別の例を挙げ⁶、「通説は単に取締役

⁶ 村上意見書6、7頁で挙げる、総会屋への利益供与の例は、同意見書も自認するところ、会社法120条に違反する明らかな法令違反行為であり、本件訴訟に当てはまらない。

また、同意見書7、8頁においては、監査役による差止請求権（会社法385条）について、任務懈怠のおそれがあるとするが、東京地方裁判所平成20年11月26日決定（資料版商事法務299号330頁）等、監査役による差止請求が認容された事例が存在することを指摘しておく。

の支払能力のみで判断していない」(同7頁)、「支払能力は、判断の一要素に過ぎない」(同8頁)ともしており、損害要件についてのみ論ずることの限界を自認していることを指摘しておく。

4 原告ら第32準備書面第2の3について

(1) 原告らの主張

原告らは、損害要件を、「取締役に対する損害賠償責任の追及によっては回復し得ない損害」と解釈したとしても、直ちに取締役の円滑な業務執行権を阻害することにはならないなどと主張する(原告ら第32準備書面6、7頁)。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

原告らは、村上意見書に依拠し、「実際には差止請求が認められた裁判例は少なく、取締役の円滑な業務執行権を阻害しているという事実は見受けられない」(原告ら第32準備書面7頁)と主張するが、そもそも、「差止請求権の行使が認められた」、すなわち、差止を認める判決・決定⁷がなされた場合に限って業務執行に対する障害が生じるものではなく、提訴時点から、いわゆる応訴の負担が生じているのであるから、原告らの主張は明らかな事実誤認であると言わざるを得ない。

また、前記3(2)イで述べたとおり、個々の取締役の支払能力によって「回復することができない損害」に当たるか否かが左右されると、取締役の円滑な業務執行が妨げられる蓋然性は高い。

⁷ なお、村上意見書脚注17が挙げる認容事例のうち、東京地方裁判所平成22年5月11日及び10日決定が本件訴訟に当てはまらないことは、前記1(2)ウで述べたとおりである。また、東京地方裁判所昭和37年9月20日判決・判例タイムズ136号103頁は、商法265条(現・会社法356条)に違反する明らかな法令違反行為があった事例であり(甲111の132頁)、やはり本件訴訟に当てはまらない。

さらにいえば、村上意見書は、「株主の差止請求権の濫用が適切に食い止められていると見ることができる」（甲149の9頁）として、株主の差止請求権は濫用されるべきではないとの立場を取るようであるが、答弁書等でも述べたとおり、本件訴訟の提起こそ、株主総会で再三にわたり否決された事項を蒸し返すものであって、差止請求権の濫用にほかならず、その点においても、同意見書の内容は本件訴訟に当てはまるものではない。

5 原告ら第32準備書面第3について

(1) 原告らの主張

原告らは、本件訴訟において、「回復することができない損害」とは、本件原子力発電所に重大事故が発生するおそれがある場合に限られるものではないなどと主張する（原告ら第32準備書面7、8頁）。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

そもそも、原告らは、本件原子力発電所において重大事故が発生する具体的危険性を何ら主張立証していない。なお、令和4年6月8日付け被告ら及び補助参加人準備書面(8)5、6頁で述べたとおり、原告らが縷々主張する「新規制基準の不合理性」なるものは、いずれも既に他の原子力発電所に対する運転差止訴訟や仮処分等において原告・債権者から主張され、確定した裁判例において排斥された主張の引き写しに過ぎない。

また、原告らは、重大事故発生防止のための安全対策費用や使用済燃料の保管・処理等のための費用も「回復することができない損害」に当たり得るとも主張するが（原告ら第32準備書面8頁）、これらについては、原子炉等規制法をはじめとする関係法

令により義務付けられているものであり⁸、むしろ、重大事故発生防止や使用済燃料の適切な保管・処理を行わないことこそ、法令に違反するおそれがあるから、原告らの主張は理由がない。

この点を措くとしても、これら安全対策費用等は、発電費用として適正に計上されるものであり、かかる費用の支出がただちに補助参加人の「損害」であるかのような原告らの主張は、論理の飛躍があるというほかなく、一般的にも到底理解しがたい主張である。

第3 結論

以上のとおり、村上意見書の内容は本件訴訟に当てはまるものではなく、同意見書を根拠とする原告ら第3 2準備書面の主張は何ら理由がない。

そして、補助参加人の株主総会において、本件原子力発電所の再稼働を目指すという経営方針が承認されているところ、当該経営方針に従うことこそ、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容として求められるものであることは（会社法355条）、被告ら及び補助参加人がこれまで述べてきたとおりである。

以上

⁸ 原子炉等規制法43の3の14において、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持することが義務付けられている。

また、使用済燃料の処理等については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号）や特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）において、発電用原子炉設置者に必要な対応が義務付けられている。